

## 特別代理人, 臨時保佐人, 臨時補助人選任の申立てについて

長崎家庭裁判所

### 1 はじめに

後見人, 保佐人, 補助人(以下, 「後見人等」といいます。)が, 被後見人, 被保佐人, 被補助人(以下, 「本人」といいます。)との間でお互いの利益が相反する行為をするには, 本人のために特別代理人, 臨時保佐人, 臨時補助人(以下, 「特別代理人等」といいます。)を選任することを家庭裁判所に申し立てなければなりません(「成年後見人のためのQ&A」参照。ただし, 監督人が選任されている場合, 監督人が本人を代理することになるので, 特別代理人の選任は不要です。)

例えば, 後見人等と本人との間で遺産分割の協議をしたいときは, この申立てをして, 家庭裁判所に特別代理人等を選任してもらう必要があります。

以下, 申立てに必要な書類等を記載しますが, 追加で資料の提出をお願いする場合がありますので, あらかじめご了承ください。

また, 特別代理人等が必要な手続が終了した後, その結果についての報告をお願いすることになりますので, その点もご了承ください。

### 2 申立てにあたって必要なもの

チェック	書類等	特記事項
<input type="checkbox"/>	申立書	
<input type="checkbox"/>	申立人の住民票又は戸籍附票	既に提出され, 記載内容に変更がない場合は, 提出不要です。
<input type="checkbox"/>	本人の住民票又は戸籍附票	
<input type="checkbox"/>	候補者の住民票又は戸籍附票	
<input type="checkbox"/>	候補者の承諾書	
<input type="checkbox"/>	遺産分割の場合	遺産分割協議書案
<input type="checkbox"/>		遺産の評価額が判明する資料
<input type="checkbox"/>	抵当権設定の場合	抵当権設定契約書案
<input type="checkbox"/>		金銭消費貸借契約書案
<input type="checkbox"/>		(保証委託の場合) 保証委託契約書案
<input type="checkbox"/>		不動産の全部事項証明書

### 3 費用

<input type="checkbox"/>	収入印紙800円分	申立手数料
<input type="checkbox"/>	郵便切手(右記のとおり)	84円×5枚, 10円×10枚, 5円×2枚, 1円×2枚 (合計532円)